

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成 2 9 年 (才) 第 5 6 7 号 平成 2 9 年 (受) 第 7 0 4 号
決 定 日	平 成 2 9 年 8 月 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	木 澤 克 之 池 上 政 幸 大 谷 直 人 小 池 裕 山 口 厚
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	名古屋高等裁判所金沢支部平成 2 8 年 (ネ) 第 4 2 号 (平成 2 9 年 1 月 2 5 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 9 年 8 月 3 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 大 園 守 雄 

当事者目録

上告人兼申立人	石川県平和運動センター
同代表者代表	本田良成
上告人兼申立人	石川県憲法を守る会
同代表者代表委員	盛本芳久
上告人兼申立人	小松基地爆音訴訟連絡会
同代表者代表	長田孝志
上告人兼申立人	「大東亜聖戦大碑」の撤去を求め、戦争の美化を許さない会
同代表者共同代表	角三外弘
	森憲一
上告人兼申立人	社会民主党石川県連合
同代表者代表	盛本芳久
上告人兼申立人	中村照夫
上告人兼申立人	盛本芳久
上告人兼申立人	糸矢敏夫
上告人兼申立人	原水爆禁止石川県民会議
同代表者代表委員	川本藏石
上記9名訴訟代理人弁護士	岩淵正明 ほか
上告人兼申立人	岩淵正明
同訴訟代理人弁護士	北尾強也 ほか
被上告人兼相手方	金山沢市
同代表者市長	山野之義



これは正本である。

平成 29 年 8 月 3 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

大園 守一雄

